

答 申

第1 審査会の結論

奈良県警察本部長の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成17年9月21日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成16年度人事関係ヒアリングにおいて生駒警察署が提出した定数増員に関する文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成17年10月5日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、「人事関係ヒアリング資料（生駒警察署分）のうち、定員配置基準見直し（1）定員配置基準見直し（2）」（以下「本件行政文書」という。）を特定した上で、本件行政文書のうち、開示しない部分（以下「本件不開示情報」という。）を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

なお、開示しない部分及び開示しない理由は、別紙1のとおりである。

3 審査請求

審査請求人は、平成17年11月24日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である奈良県公安委員会に対し、本件決定の取消しを求める審査請求を行った。

4 諮 問

平成17年12月1日、奈良県公安委員会は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件決定の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 増員数欄及び増減係名欄

実施機関は、「捜査に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」ことを不開示理由にしているが、平成16年度人事関係ヒアリングの開示請求において、現行定数欄が開示されているのであり、平成17年度人事関係ヒアリングを開示すれば同じく現行定数欄が開示され、双方を比較すれば、平成16年度の現行定数及び増減係名は自ずと判明するにもかかわらず、実施機関が不開示とする上記理由には、合理的で相当な根拠があるとは認められない。

(2) 要望理由欄

実施機関は、「具体的な数値等」が法令違反や妥当性を欠く行為を助長するというのであれば、その数値だけを不開示とすればよいところを、上記理由だけでその全文を不開示とすることは、実施機関の判断の妥当性を欠く決定内容である。

実施機関は、「定員配置基準見直し(2)の要望理由欄」の不開示理由として、意思決定の中立性が不当に損なわれるとしているが、条例第7条第5号に該当するとの理由から、要望理由の記載内容をすべて不開示としたことは、条例第8条の「不開示情報を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」とする規定に反する極めて不適切な不開示理由であると判断される。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

1 本件行政文書の性質について

本件開示請求に係る行政文書は、平成16年度人事関係ヒアリングを行うにあたり、生駒警察署長が実施機関に対して発出した文書の一部である。

このうち、定員配置基準見直し(1)については、警察署のすべての係を対象とした配置基準表であり、定員配置基準見直し(2)については、警察署の交番・駐在所別の配置基準表である。

2 不開示情報該当性について

(1) 対象行政文書の内容

警察改革を確実に推進し、県民の期待と信頼にこたえるためには、複雑・多様化する警察事象に的確に対応するとともに、すべての部門において、創意工夫による徹底した合理化を図りつつ、業務のあり方や必要性について根本から見直し、合理的かつ効率的な人事配置を行う必要がある。

上記の目的を達成するため、実施機関は、毎年秋に各所属長に対して、必要な所属定数の見直し等の要望等について事前に資料を提出させた上で人事関係ヒアリングを実施し、所属定数の改正等に反映させるものであるが、組織として全体を勘案して決定するため、各所属の要望等すべてがかなうものではない。

(2) 条例第7条第4号該当性について

ア 定員配置基準見直し(1)のうち、増減数欄及び増減係名欄、要望理由欄の一部増減数、増減係名を開示すれば、警察署が増員を要求した部署及びその人数、つまり、その時点における体制が弱い部署及びその体制を増強するために必要と警察署が考えている人数が、警察署の係単位という限定された範囲で示されることとなる。

これらを開示することは、犯罪を敢行しようとする勢力に対して警察の事案対応能力を教示することとなり、これら犯罪を企図する者が事案対応能力の脆弱な部分をつくなど、犯罪の実行を容易にし、犯罪を誘発する要因となる可能性もあり、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第4号に該当すると判断し、不開示とした。

また、要望理由欄には、警察署が増員を要望した理由及び根拠となる数値等が記載しており、増減数、増減係名を不開示としても、要望理由を開示することにより、警察署が増員を必要としている係及び人数が判明するおそれがあるため、増減数欄及び増減係名各欄との一体情報としてとらえる必要がある。

よって、要望理由欄についても、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第4号に該当すると判断し、不開示とした。

イ 定員配置基準見直し(2)のうち、増減数欄及び要望理由欄

定員配置基準見直し(2)については、交番・駐在所別の配置基準表であり、定員配置基準見直し(1)の詳細内容であり、一体情報であるとしてとらえており、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第4号に該当すると判断し、不開示とした。

(3) 条例第7条第5号該当性について

定員配置基準見直し(2)の要望理由欄には、交番・駐在所に係る検討事項等についての記述があり、これについては継続協議中であるが、最終的な意思決定に至るまで、審議及び検討を継続して行う必要があることから、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。また、要望理由欄の記載内容は不開示情報を容易に取り除くことができないため、記述事項すべてが条例第7条第5号に該当すると判断し、不開示とした。

(4) 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げており、「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があるものについても不開示とすると定めている。

定員配置基準見直し(1)のうち、要望理由欄の一部には、取締りという行政上の目的による一定の行為について、該当する係の体制等の具体的な数値が記載されており、公にすることにより、一定の禁止行為について、法令違反や妥当性を欠く行為を助長することにもなり、適法、適正な状態を確保できなくなるおそれがあるため、条例第7条第6号に該当すると判断し、不開示とした。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活

動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、第7条に規定している。これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に添って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

実施機関は、各所属長に対して、必要な所属定数の見直しの要求等について事前に資料を提出させた上で人事関係ヒアリングを実施し、所属定数の改正に反映させている。

本件行政文書は、平成16年度人事関係ヒアリングに際して、生駒警察署長が実施機関に提出した人事関係ヒアリング資料である。

このうち、定員配置基準見直し(1)については警察署のすべての係を対象とした配置基準表であり、定員配置基準見直し(2)については警察署の交番・駐在所別の配置基準表である。

3 条例第7条第4号該当性について

条例第7条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については、不開示とすることを定めている。

実施機関は、本件不開示情報が条例第7条第4号の不開示情報に該当するとしているので、これらの情報が本号に該当するか、以下検討する。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、増減数欄及び増減係名欄には、警察署が増員を要求した部署及び人数が職員の階級ごとに具体的に記載されていると認められる。また、要望理由欄には、増員を要求した理由が根拠となる数値とともに詳細に記載されており、増減数欄及び増減係名欄と一体となって、警察署が増員を必要としている部署及び人数が容易に判明すると認められる。

実施機関が説明するように、これらの本件不開示情報は、増員を要求した時点において体制が弱い部署及びその体制を強化するために必要と考えられる人数を端的に表すものと認められる。また、本件不開示情報が明らかになれば、特定の警察署における事案対応能力を、不法行為を企図する集団等に教示する結果となり、これらの集団等が、事案対応能力の劣る部分を狙って不法行為を敢行するなど、犯罪を誘発するおそれは否定できない。

したがって、本件不開示情報は、公にすることにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、条例第7条第4号の不開示情報に該当すると判断する。

なお、審査請求人は、本件行政文書において現行定数欄は開示されているのであるから、平成17年度の人事関係ヒアリング資料を開示請求して同資料の現行定数欄と比較

すれば、本件不開示情報のうち増減数は自ずと判明する旨主張するが、増減数欄に記載されている数値はあくまで各所属の要求にすぎず、増減数欄がそのまま翌年度の現行定数欄に反映されるわけではないので、この点に関する審査請求人の主張は失当である。

4 結 論

以上の事実及び理由により、その余の不開示規定該当性を判断するまでもなく、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙2のとおりである。

実施機関の決定した開示しない部分及びその理由

行政文書の名称	開示しない部分	開示しない理由
定員配置基準 見直し(1)	増減数欄及び増減係 名欄	<p>条例第7条第4号に該当 理由 捜査に関する情報であって、公に することにより、公共の安全と秩序 の維持に支障を及ぼすおそれがある ため</p>
	要望理由欄の一部	<p>条例第7条第4号に該当 理由 捜査に関する情報であって、公に することにより、公共の安全と秩序 の維持に支障を及ぼすおそれがある ため</p> <hr/> <p>条例第7条第6号に該当 理由 取締りという行政上の目的による 一定の行為について、具体的な数値 等を示すものは、法令違反や妥当性 を欠く行為を助長することにもつな がるおそれがあるため</p>
定員配置基準 見直し(2)	増減数欄	<p>条例第7条第4号に該当 理由 捜査に関する情報であって、公に することにより、公共の安全と秩序 の維持に支障を及ぼすおそれがある ため</p>
	要望理由欄	<p>条例第7条第4号に該当 理由 捜査に関する情報であって、公に することにより、公共の安全と秩序 の維持に支障を及ぼすおそれがある ため</p> <hr/> <p>条例第7条第5号に該当 理由 審議、検討又は協議に関する情報 であって、公にすることにより、意 思決定の中立性が不当に損なわれる おそれがあるため</p>

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成17年12月 1日	・ 公安委員会から諮問を受けた。
平成18年 1月26日	・ 公安委員会から理由説明書の提出を受けた。
平成18年 6月 7日 (第107回審査会)	・ 公安委員会から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成18年 7月 5日 (第108回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成18年 8月10日	・ 公安委員会に対して答申を行った。

(参 考)

奈良県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いけだ としお 池田 敏雄	関西大学教授（行政法）	会 長
おんだ まさこ 音田 昌子	大阪府立文化情報センター所長	
さとう こういち 佐藤 公一	弁 護 士	会 長 代 理
まつむら けいこ 松村 佳子	奈良教育大学教授（理科教育）	
わたなべ まさる 渡辺 賢	大阪市立大学教授（行政法）	

(平成18年 8月10日現在)